核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特揭診療料 第4部 画像診断 第2節 核医学診断料 E102 核医学診断

E102 核医学診断

1 区分番号 E101-2 に掲げるポジトロン断層撮影、E101-3 に掲げるポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)、E101-4 に掲げるポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)及び E101-5 に掲げる乳房用ポジトロン断層撮影の場合

450 点

21以外の場合

370 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和4年3月4日 厚生労働省告示第54号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日 保医発0304第1号)

	告示	通知
注	行った核医学診断の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。	(1) 核医学診断料は、実施した区分番号「E100」から 区分番号「E101-5」までに掲げる各区分の種類 又は回数にかかわらず、月1回の算定とし、初回 のシンチグラム (画像を伴うもの)、シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層撮影を実施する日に算定する。 (2) 同一月内において入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科においてシンチグラム (画像を伴うもの)、シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 又は乳房用ポジトロン断層撮影を実施した場合においては、入院若しくは外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限り算定する。